

協力金支給要件（支給対象者）概要

◆協力金支給判定フローチャート（その1）

期間①（6月21日から7月11日）又は期間②（7月12日から8月1日）において協力金支給の対象となるかどうか、以下のフローチャートで確認していただけます。

①対象施設

大阪府の町又は村の区域内に営業時間短縮要請の対象施設（店舗）をお持ちですか？



②営業許可証

対象期間※1 全てにおいて有効な、飲食店営業許可証又は喫茶店営業許可証をお持ちですか？



③営業時間短縮（休業含む）の有無について

通常の営業時間が午後9時を超えていて、かつ、対象期間※1において、午後9時までに営業時間を短縮しましたか？



④「感染防止宣言ステッカー（ブルーステッカー）」又は「感染防止認証ゴールドステッカー」の導入について

対象期間※1の始期までにいずれかのステッカーを導入しましたか？

対象期間※1の始期までに導入していない場合も特例措置がありますので、必ず※2をご確認ください。

⑤酒類の提供※3の有無

対象期間※1において、酒類の提供をしませんでしたか？

⑥酒類の提供の条件について

ゴールドステッカー認証店舗等※4であり、同グループの入店を原則2人以内（7/12～8/1においては、4人以内。同居家族の場合は除く。）とし、午前11時から午後8時までの時間内での提供としましたか？

⑦カラオケ設備の有無

対象期間※1において、カラオケ設備の提供をしませんでしたか？

* 飲食を主としないカラオケボックス等は要件が異なります。以下※5を必ずご確認ください。

提供していない

はい

いいえ

提供した

期間①、期間②の
協力金の申請が可能です

協力金の対象外です
(申請できません)

ただし、途中開店の場合は、開店日から10月27日までの全ての期間で営業実態があることが必要です。

※1 対象期間

期間中に開店又は閉店をした場合は、対象期間の始期又は終期を「開店日」又は「閉店日」に読み替えてください。

※2 ブルーステッカーの導入が遅れた場合でも、以下の場合は対象期間の始期までに導入していたものとみなします。

① 対象期間中、営業時間を短縮した上、営業されていた方

ブルーステッカーの導入が遅れたやむを得ない理由があり、対象期間の終期までに導入した場合

② 対象期間中、休業していた方

ブルーステッカーの導入が遅れたやむを得ない理由があり、支給申請日又は対象期間の終期以降の店舗の最初の営業日のいずれか早い日までに導入した場合

※3 酒類提供

利用者が酒類を店内に持ち込む場合を含みます。

※4 ゴールドステッカー認証店舗等

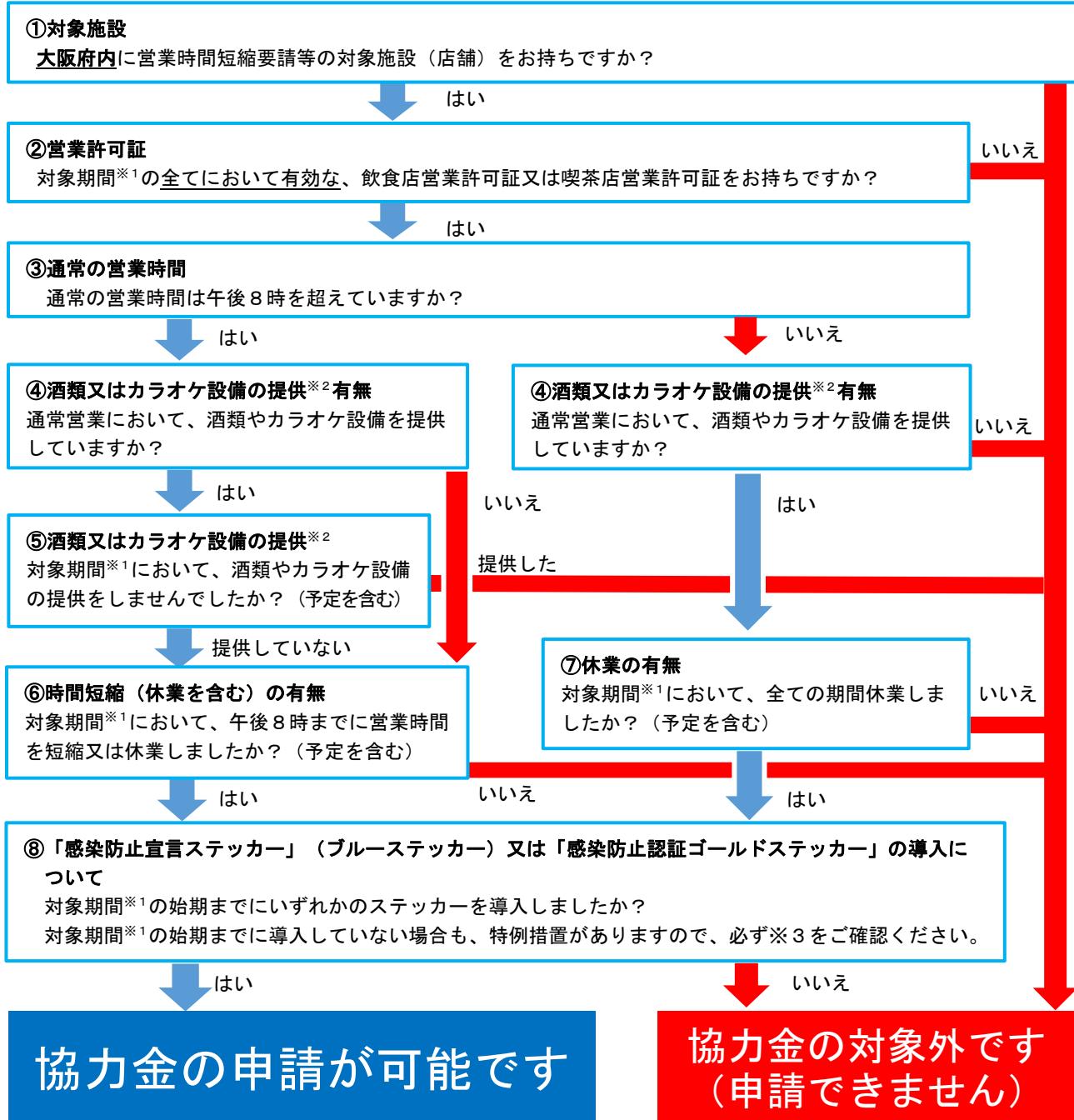
認証店舗のほか、認証申請中店舗を含みます。ただしゴールドステッカー申請前に酒類を提供した場合は対象外です。

※5 飲食店の営業許可を受けていて、飲食を主としないカラオケボックス等は、カラオケ設備の利用は可能ですが、ただし、ゴールドステッカーを持っていても酒類提供は自粛する必要があります。

10町村に所在する店舗向け

◆協力金支給判定フローチャート（その2）

期間③（8月2日から8月31日）において
協力金支給の対象となるかどうか、確認していただけます。



ただし、途中開店の場合は、開店日から10月27日までの全ての期間で
営業実態があることが必要です。

- ※1 対象期間
期間中に開店又は閉店をした場合は、対象期間の始期又は終期を「開店日」又は「閉店日」に読み替えてください。
※2 酒類提供
利用者が酒類を店内に持ち込む場合を含みます。
※3 ブルーステッカーの導入が遅れた場合でも、以下の場合は対象期間の始期までに導入していたものとみなします。
- ① 対象期間中、営業時間を短縮した上、営業されていた方
ブルーステッckerの導入が遅れたやむを得ない理由があり、対象期間の終期までに導入した場合
 - ② 対象期間中、休業していた方
ブルーステッckerの導入が遅れたやむを得ない理由があり、支給申請日又は対象期間の終期以降の店舗の最初の営業日のいずれか早い日までに導入した場合